

船舶事故等調査報告書

平成22年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009広第211号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成21年4月24日 15時10分ごろ	
発生場所	愛媛県今治港第3区 <small>くるしまなかいそ</small> 来島中磯灯標から真方位189° 1,200m付近 (概位 北緯34° 06.6′ 東経133° 08.3′)	
事故等調査の経過	平成21年7月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	引船 <small>あいせん</small> 愛船丸、101トン	
船舶番号、船舶所有者等	132057、愛媛造船サービス株式会社	
乗組員等に関する情報	船長、三級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、今治港第3区の棧橋を船首約1.2m、船尾約2.4mの喫水で東進中、平成21年4月24日15時10分ごろ、船底が底触した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力1、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし なし あり 本船は、今治港第3区のドック沖を東進中、ドック船台から大型船を進水させる際に行きあしを止めるため使用された約2m四方の鋼製錘2個が海底に放置され、また、下げ潮の末期であったことから、約2mまで水深が浅くなっていたため、船底が乗り揚げた可能性があると考えられる。 乗揚場所は大型船のドック前であったが、進水は通常満潮時に行われることから、船舶の航行に支障がなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が今治港第3区のドック沖を東進中、大型船の進水等に使用された鋼製錘2個が海底に放置され、また、下げ潮の末期であったことから、水深が浅くなっていたため、船底が乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	